

仕 様 書

1 事業名

「旭川市暮らしの便利帳2023年版」共同発行事業

2 事業概要

市民生活を送る上で必要な各種手続をはじめとする行政情報や観光、歴史等の地域情報を分かりやすく紹介する情報誌「旭川市暮らしの便利帳」（以下「便利帳」という。）を、企業等の広告（以下「広告」という。）を活用して、旭川市（以下「市」という。）が民間事業者等（以下「事業者」という。）と共同で発行する。また、ホームページでも閲覧できるように電子書籍を作成し専用サイトで公開する。

3 発行時期 令和5年10月末まで（予定）

4 規格等

(1) 便利帳

ア 作成予定部数 170,000部程度（広告掲載者への見本誌提供分500部含む。）

イ 規格 A4判 160ページ程度（最終ページ数は協議の上決定する。）

紙質：表紙 再生コート紙A判 86.5kg

本文 再生紙A判 25.5kg

刷り色：4色

ウ 構成

構成区分	内容	原稿作成者	記事ボリューム
行政情報	市民の暮らしに役立つ各種行政サービスの利用手続や公共施設案内等の情報	市及び事業者	70%以上
市の施策・地域情報	旭川市の重点施策等に関する情報、観光、歴史・文化、地図等の情報等、地域の魅力発信に資する情報	市及び事業者	
広告	市内企業等から募った広告	事業者	30%以内

エ 電子書籍 公開：事業者が管理・運営するサイトで公開するものとし、市ホームページからは外部リンクで接続する。

デバイス：パソコン、タブレット、スマートフォン

※ブラウザ及び専用アプリでの閲覧が可能であること。

(2) 電子書籍版案内チラシ

- ア 作成予定部数 12,000 部程度
- イ 規格 A4判 片面1ページ
- ウ 用紙 上質紙 35kg
- エ 刷り色 4色
- オ 内容 便利帳電子書籍版への二次元コードを掲載したもの。広告は入れないものとする。

(3) 編集等の条件

- ア 市は、事業者により電子データ及び手書き原稿で便利帳の制作に必要な行政情報及び市の施策に関する情報を提供すること。
- イ 事業者は、便利帳・電子書籍版案内チラシの制作に必要な行政情報及び市の施策に関する情報以外の地域情報等の収集、便利帳・電子書籍版案内チラシの企画・編集、印刷・製本及び配布を行うものとし、その際、市と十分協議し、承認を得なければならない。
- ウ 事業者は、便利帳・電子書籍版案内チラシの納品時には、全ページ分（広告を除く。）をPDF形式に変換した電子ファイルを提出すること。
- エ 事業者は、便利帳発行後速やかに電子書籍版を制作すること。

5 作成経費

便利帳・電子書籍版案内チラシの企画・編集、印刷・製本及び配布など、便利帳・電子書籍版案内チラシの発行に要する全ての費用は、事業者が集める広告収入等により全額負担するものとし、市は一切の費用を負担しないものとする。

6 広告

- (1) 事業者は、便利帳の誌面に広告を掲載できるものとし、その広告の掲載により得られる収入は、事業者に帰属するものとする。
- (2) 広告主の募集・広告制作は事業者が行う。
- (3) 誌面へ掲載する広告の内容等については、旭川市広報媒体広告掲載要綱及び旭川市広報媒体広告掲載基準に適合するものでなければならない。
- (4) 市は、広告内容の修正又は広告主の変更を求めることができる。この場合において、作業に要する経費は事業者の負担とする。

7 配布及び納品

- (1) 事業者は、発行した便利帳を無償で市内の全世帯に一斉に配布することにより便利帳の納品に代えるものとする。便利帳残部及び電子書籍版案内チラシは、市が指定する場所（約10か所）へ納品すること。

- (2) 事業者は、便利帳について未配布の世帯から配布の要請があったときは、全戸配布終了後 1 か月以内に限り適宜配布又は送付を行うものとする。
- (3) 集団入居施設やマンションなどでは、管理人に入居世帯数を確認するなど変則的な対応が必要になる場合があることから、その場合は適切に対応すること。

8 その他

- (1) 事業者が独自に収集した情報（地図・イラストを含む）や広告を除く、便利帳・電子書籍版案内チラシに関する写真，記事，デザインなど一切の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）は，市に帰属する。
- (2) 責任分担及び問合せ等の対応
 - ア 行政情報及び市の施策に関する情報についての責任は市が負うこととし，問合せ等があれば市が対応することとする。
 - イ 行政情報及び市の施策に関する情報以外については，事業者が責任を負い，問合せ等があれば事業者が対応することとする。